

ドットフォンパーソナル（第3種ドットフォンサービス）専用ソフトウェア使用に係る契約

第1章 総則

（本契約の目的）

第1条 本契約は、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社（以下「当社」といいます。）がIP通信網サービス契約約款に基づく第3種ドットフォンサービス（ドットフォンパーソナル）を利用する者に対し、その利用に際し必要となる当社が提供するドットフォンパーソナル（第3種ドットフォンサービス）専用ソフトウェアの利用条件等について定めるものです。

2 利用者は、本契約を誠実に遵守するものとします。

（本契約の範囲）

第2条 本契約は利用者と当社との間の本ソフトの利用に係る一切の關係に適用します。

2 円滑な運用を図るため必要に応じて利用者に通知する諸規程（「ソフトウェア取扱説明書」及び「ご利用上の注意」等、当社が利用者に本ソフトの利用にあたって提示又は提供するものをいいます。以下同じとします。）は、本契約の一部を構成するものとします。

（本契約の変更）

第3条 当社は利用者の承諾を得ることなく本契約を必要に応じて変更することができるものとします。

2 本契約の変更は利用者に通知された時に効力を生じるものとします。

（定義）

第4条 本契約において、以下の用語は以下のことを意味します。

「本サービス」とは、当社がIP通信網サービス契約約款に基づいて提供する第3種ドットフォンサービス（ドットフォンパーソナル）をいいます。

「本ソフト」とは、本サービスを利用するために必要な、当社が指定するコンピュータプログラム等をいい、本ソフトには、オブジェクトコードの形態で提供されるVoIP(Voice over Internet Protocol)技術を用いてインターネットを通じた通信を可能とするコンピュータプログラム及び関連する全ての資料（電子的文書及び図表を含みます。）が含まれます。

「利用者」とは、本サービスを利用するために本ソフトを利用する者をいいます。

第2章 契約

(契約の単位)

第 5 条 当社は、IP 通信網サービス契約約款に基づく第 3 種ドットフォン契約に係る 1 の IP 電話番号につき 1 ドットフォンパーソナル (第 3 種ドットフォンサービス) 専用ソフトウェア使用に係る契約を締結します。

(契約の成立)

第 6 条 本ソフトの利用を希望する者 (以下、「利用希望者」といいます) は、事前に当社と本サービスの利用契約を締結するものとします。

- 2 当社は、利用希望者が、本契約に同意した時点をもって、本契約が成立したものとします。
- 3 当社が利用希望者に対して、C D - R O M 等により本ソフトを配布する場合、またはコンピュータ端末へ本ソフトをプリインストールして配布する場合は、前項の規定に関らず、当社は、C D - R O M 等による配布の場合は利用希望者がコンピュータ端末に本ソフトのインストールを開始した時点、プリインストールによる配布の場合は、利用希望者が最初に本ソフトの起動操作を行った時点をもって、本契約が成立したものとします。
- 4 前項の規定により本契約が成立した場合は、当社は、利用者は本契約の内容を承諾しているものとみなします。
- 5 本契約により、本ソフトに関する著作権その他の知的財産権は利用者に移転しないものとします。

第 3 章 ソフトウェア

(本ソフトの取得)

第 7 条 利用希望者は当社の指定する方法により、本ソフトの取得を行うことができます。この場合、当社は本ソフトの取得方法及び利用方法等を利用希望者に通知または公表します。

(本ソフトの内容変更)

第 8 条 当社は、必要に応じて利用者の許諾を得ることなく、本ソフトの内容変更 (本ソフトの仕様変更、本ソフトのバージョンアップ及びソフトウェア取扱説明書の内容変更等を含みます。) を行うことができるものとします。

- 2 当社は前項の規定により本ソフトの内容変更を行ったときは、その旨を利用者に通知します。
- 3 第 1 項における変更がなされたときは、利用者は新しいソフトウェアのダウンロー

ド等、当社の指定する手続きに従うものとします。

- 4 利用者が前項の手続きに従わず不利益を被った場合、当社は責任を負わないものとします。

(提供区域)

第9条 本ソフトの提供区域は、日本国内とします。

(利用者の協力義務)

第10条 下記の場合、当社は、利用者に対し、本ソフトの利用状況に関する情報・資料等の提供を求めることができるものとします。この場合、利用者はこれに応じるものとします。

- (1) 本ソフトの故障予防又は回復のため必要な場合
- (2) 本ソフトの技術的又は経済的機能向上のため必要な場合
- (3) その他、当社が必要と判断する場合

(本ソフトの取り扱い)

第11条 利用者は、本ソフトを以下のとおり取り扱うものとします。

- (1) 本サービスを利用する以外の目的のために利用しないこと。
- (2) 本サービスに係る1のIP電話番号につき1以上の本ソフトを利用しないこと。
- (3) 当社又は当社の指定する者が表示した著作権表示を削除又は変更しないこと。
- (4) 本ソフトの一部又は全部を当社の許可なく複製しないこと。
- (5) 本ソフトに対して逆アセンブル、逆コンパイル、リバースエンジニアリング、改変もしくは別のソフトウェアに組み込む行為、又はそのソースコードを解明しようとする行為をしないこと。
- (6) 本ソフト又はその利用権を第三者に販売、転用、貸与、譲渡、賃貸、又はリースしないこと。
- (7) 本ソフトの再利用権を設定し、又は担保に供する行為をしないこと。

第4章 利用料金

(支払義務)

第12条 利用者は、当社が提供する本ソフトを用いて本サービスを利用した場合は、IP通

信網サービス契約約款・料金表の定めるところにより、その利用料等についての支払を要します。

第5章 利用中止等

（利用中止）

第13条 当社は、次の場合には、本ソフトの取得又は利用を中止することがあります。

- （１） 当社の本サービス用設備の保守上又は工事上やむを得ない場合
- （２） 利用者にかかる当社が提供する IP 通信網サービスが利用できない状況にある場合
- （３） 天災、事変、その他の非常事態が発生し、もしくは発生するおそれがある場合
- （４） 当社が設置する電気通信設備の障害その他やむを得ない事由が生じた場合
- （５） 当社が本サービスの運用の全部又は一部を中止することが望ましいと判断した場合
- （６） 当社に対し本ソフトの利用にかかるライセンスを与えた者がその事業を休止した場合
- （７） 当社に与えられた本ソフトの利用にかかるライセンスが終了又は失効した場合
- （８） 本ソフトに起因する障害等により、本ソフトが正常に動作せず、本サービスを継続して利用することが著しく困難である場合
- （９） その他本サービスを継続的かつ安定的に提供することが著しく困難な場合

2 当社は、第1項の規定により本ソフトの取得又は利用を中止するときは、あらかじめその旨を利用者に通知します。但し、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

（当社による契約解除）

第14条 当社は、次のいずれかに該当する場合は、あらかじめ通知したうえで本契約を解除できるものとします。

- （１） 第13条で定める利用中止の期間が、利用中止をした日から起算して1年

間を経過したとき。この場合、当該1年間を経過した日において、本契約は解除したものとして取り扱います。

(2) 利用者に次に定める事由のいずれかが発生したとき。

- ・ 支払停止状態に陥った場合その他財産状態が悪化し又はそのおそれがあると認められる相当の理由がある場合
- ・ 手形交換所の取引停止処分を受けた場合
- ・ 差押、仮差押、仮処分、競売、租税滞納処分の申立を受けた場合
- ・ 破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始若しくは特別清算開始の申立を受け、又は自ら申立をした場合

(3) 利用者が次に定める事由のいずれかに該当するとき。

- ・ 第11条(本ソフトの取り扱い)に違反した場合
- ・ 第12条(支払義務)に違反した場合
- ・ 第18条(禁止事項)に違反した場合
- ・ 本サービスの運営を妨害又は当社の名誉若しくは信用を毀損した場合
- ・ 上記以外の本契約に違反した場合
- ・ 当社に損害を与えた場合
- ・ その他、利用者として不適当な場合

2 前項の規定に関らず、当社は、次のいずれかに該当する場合は、利用者に通知することなく、本契約を解除できるものとします。

- ・ IP通信網サービス契約約款に基づく第3種ドットフォン契約が解除となった場合

(利用者による契約解除)

第15条 利用者は、当社所定の方法でIP通信網サービス契約約款に基づく第3種ドットフォン契約の解除を当社に届け出ることにより、本契約を解除できるものとします。

2 前項の規定にかかわらず、当社が推奨する別のドットフォンパーソナル対応の専用ソフトウェアを利用する場合に限り、本ソフトを廃棄することにより本契約を解除できるものとします。

(契約終了後の措置)

第16条 本契約の定めに従い、本契約が解除され又は終了した場合、利用者は、本ソフトを一切利用できないものとし、当社の指示に従い、本ソフトの廃棄等を含む本ソフト利

用終了にかかる手続きを行うものとします。

- 2 利用者は、本ソフト利用に関連し発生した当社に対する債務を、当社の指示する方法で支払うものとします。
- 3 本契約が解除され、又は終了した場合でも、第 11 条（本ソフトの取り扱い）、本条（契約終了後の措置）、第 17 条（ID・パスワードの管理責任）第 2 項、第 21 条（本ソフトの廃棄）、第 22 条（本ソフトの利用についての当社の責任）、第 23 条（免責）、第 24 条（権利義務の譲渡制限）、第 25 条（個人情報の取り扱い）、第 28 条（準拠法）、第 29 条（紛争の解決）については、効力を有するものとします。

第 6 章 利用者の注意

（ID・パスワードの管理責任）

第 17 条 本ソフトの利用にあたり、利用者は、本サービスの利用申込承認のときに当社が通知する ID 及びパスワードを利用するものとします。

- 2 利用者は、ID 及びパスワードを自己の責任において管理するものとし、その利用上の誤り又は第三者による不正利用等により損害が生じても、当社は一切の責任を負わないものとします。
- 3 利用者は、ID 及びパスワードを第三者に利用させること、譲渡、貸与、又は担保に供するなどの行為を行わないものとします。
- 4 利用者は、ID 及びパスワードの盗難又は第三者による利用の事実を知った場合、直ちにその旨を当社に連絡するものとします。その場合において、当社から指示があるときはそれに従うものとします。
- 5 利用者が ID 又はパスワードを失念した場合、本サービスを利用できなくなることがあります。また、ID 又はパスワードの問い合わせに対しては、本人性の確認等のため、当社所定の方法で回答致します。

（禁止事項）

第 18 条 利用者は、本ソフトの利用にあたっては以下の行為を行ってはならないものとします。

- （ 1 ） 当社又は第三者の財産権（知的財産権を含みます。）プライバシー、名誉、信用その他の権利を侵害し、又は他人に迷惑・不利益等を与える行為
- （ 2 ） わいせつ・虚偽事実の流布等の公序良俗又は法令（輸出関連法規の場合は外国のものも含みます。）に違反する行為
- （ 3 ） 本サービスを違法な目的で利用するため、本ソフトを利用する行為

- (4) 他人の ID・パスワードを不正に利用する行為
- (5) 第三者になりすまして本ソフトを利用し、本サービスを利用する等、当社の電気通信設備に権限なくアクセスを試みる行為
- (6) 本ソフトの利用により、有害なコンピュータプログラム等を送信する行為
- (7) 本サービスその他当社の事業の運営に支障をきたすおそれのある行為
- (8) 本ソフトを用いて本サービスと同等又は類似するサービスを提供する行為
- (9) 本ソフトを利用する際に当社の定める手順・方針に反する行為
- (10) その他、当社が不適切と判断する行為

(設備等の準備)

第 19 条 利用者は、自己の責任において、本ソフトを利用するために必要なコンピュータ端末、通信機器、通信回線その他の設備を保持し管理するものとします。

(本ソフトの廃棄)

第 20 条 利用者は、当社が第三者から本ソフトが第三者の知的財産権を侵害している旨の警告等を受けた場合、当社から要請があったときには本ソフトの利用を中止し、廃棄に応じるものとします。

第 7 章 当社の責任

(サポート)

第 21 条 当社は、利用者が本サービスを利用するにあたって本ソフトに係るサポートサービスを提供します。但し、サポートを行う範囲は本ソフトの利用に係る内容（本ソフト自体の設定・動作をいいます。）に限るものとします。

- 2 当社は、利用者にサポートを行うための連絡先及び受付時間を別途利用者に通知又は公表するものとします。
- 3 当社は、利用者によるサポートの申し出（第 1 項の範囲であるものに限り。）があった場合は、受付時間の範囲でその対応を行います。
- 4 当社は、利用者によるサポートの申し出が故障又は障害等を原因とする等緊急かつ重要なものであると判断した場合には、これらを優先的に取り扱います。但し、その返答又は対応等については数営業日を要する場合があります。

(本ソフトの利用についての当社の責任)

第 22 条 当社は、正常な作動環境の下で、本ソフトがその機能仕様通りに作動しない場合、以下の各号を除き、当社が負う責任は IP 通信網サービス契約約款により規定された範囲に限るものとします。

(1) その原因が本ソフトに起因する場合に本ソフトを修補します。

(2) その原因がソフトウェア取扱説明書等の記述内容の不正確・不明瞭等に起因する場合は、当該記述内容を訂正します。

(免責)

第 23 条 前条の規定は、本ソフトの利用等に関して当社が利用者に対して負う一切の責任を規定したものとします。

2 当社は、本ソフトが、他人の権利を侵害しないこと、いかなる端末機器でも利用できること、利用者の利用目的に適切又は有用であること、利用者の期待通りの品質を有すること、その作動が中断されないこと、その作動に誤りがないこと、本ソフトがインストールされたコンピュータ端末及び当該コンピュータ端末にインストールされている他のソフトウェアに悪影響を及ぼさないこと、その他なんらかの保証をするものではありません。

3 当社は、利用者、その他いかなる者に対しても、本ソフトの利用に関して、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、前条の責任以外には、いかなる責任も負担しないものとします。また、当社は本契約の定めに従って当社が行った行為の結果生じた損害についても、いかなる責任も負担しないものとします。

第 8 章 雑則

(権利義務の譲渡制限)

第 24 条 利用者は、当社の書面による事前承諾を得ることなく本契約上の権利又は義務の全部又は一部を第三者に貸与、若しくは譲渡し、又はその上に第三者のための担保を設定する等の行為をできないものとします。

(個人情報の取り扱い)

第 25 条 利用者は、本サービスの運営のため、本ソフトの利用に際して当社が定めた利用者に係る情報を当社に通知するものとします。

2 当社は、前項の規定により知り得た情報及びその他の利用者に関する情報を、本サービスの運営及び当社が行うマーケティング活動(当社又は当社の委託先事業者が行うダイレクトメール、電子メール及び電話等による商品案内等の営業活動をいいます。) 以外の目的には使用しないものとします。

3 前項の規定にかかわらず、当社は、第1項に規定する情報及びその他の利用者に関する情報を、以下の各号に該当する場合には一切の責任を負うことなく、第三者に開示又は提供できるものとします。

- (1) 法令又は権限ある官公庁により開示又は提供を要求された場合
- (2) 開示又は提供につき、利用者の同意を得た場合
- (3) 利用者に対し、本契約に基づく義務の履行を請求する場合
- (4) 利用者に対する本サービス又は本ソフトの提供に関し、紛争又は損害賠償請求が発生した場合
- (5) その他、本サービスの運営又は本ソフトの提供に必要な場合

(利用者に対する通知)

第26条 利用者に対する通知は、当社の判断により、以下のいずれかの方法で行うことができるものとします。

- (1) 当社のホームページ上への掲載。この場合は、掲載された時をもって、利用者に対して通知が完了したものとみなします。
- (2) その他、当社が適切と判断する方法。この場合は、当該通知の中で当社が指定した時をもって、当該通知が完了したものとみなします。

2 本契約又は関連法令において書面による通知手続が求められている場合、前項(1)又は(2)の手続により書面に代えることができるものとします。

(分離性)

第27条 本契約のいずれかの条項が無効とされた場合であっても、本契約の他の条項は、継続して完全な効力を有するものとします。

(準拠法)

第28条 本契約の効力、解釈及び履行については、日本国法に準拠するものとします。

(紛争の解決)

第29条 本サービスに関連して契約者及び利用者と当社との間で問題が生じた場合には、契約者と当社で誠意をもって協議し解決するものとします。

2 協議による解決を図ることができない場合、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

この規定は、平成16年2月18日から実施します。